入　札　説　明　書

競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、本入札説明書、猪名川町インターネット公有財産売却ガイドライン及び売買契約書を熟読の上で入札してください。

１　入札に付する物件

別表に掲げる自動車　２件

２　入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するＫＳＩ官公庁オークションシステム（以下「売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続については、別に定める町ガイドライン及び売却システムに係る規約（ガイドラインを含む。）に従って行います。

３　入札に付する物件の仕様

物件の現状等については、売却システムの公有財産売却物件一覧を参照ください。

（KSI官公庁オークションホームページ　https://kankocho.jp）

４　入札参加資格

次の各号に該当しなければ、どなたでも入札に参加できます。

①一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する猪名川町職員

②地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当する者

③猪名川町暴力団排除に関する条例（平成２４年条例第７号）第２条第４号に規定する暴

力団、同条第５号に規定する暴力団員、同条第６号に規定する暴力団密接関係者が経営

又は運営に関与している者

④日本語を完全に理解できない者

⑤日本国内に住所及び連絡先がない者

⑥本町が定める町ガイドライン及びＫＳＩ官公庁オークションに関連する規約・ガイドラ

インの内容を承諾せず、遵守できない者

⑦公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格な

どを有していない者

⑧２０歳未満の者。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。

５　入札参加申込み及び入札保証金の納付

①参加仮申込み

参加希望者は、令和６年８月３０日（金）午後１時００分から同年９月１８日（水）午後２時００分までの間に、売却システムを利用して参加仮申込みを行ってください。

②参加申込み（本申込み）

参加希望者は、参加仮申込みを行った後、令和６年９月２０日（金）午後５時００分まで

に次に掲げる書類を町長に提出してください。

ア　公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）（下記の猪名川町

のホームページ（以下「ホームページ」という。）から印刷した様式を使用して下さ

い。

アドレス　http://www.town.inagawa.lg.jp/

イ　印鑑登録証明書（最近３ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

　　ウ　委任状（代理人を立てる場合）

　　エ　免許証等の本人確認書類（代理人を立てる場合は代理人分も含む）

　　※エについては、動産の入札参加を申込む人に限る

　　オ　住民票抄本（外国人にあっては外国人登録証の写し、法人にあっては登記簿謄本。コ

ピー可）

　③参加申込み（本申込み）受付期間及び場所

ア　受付期間

　　　　令和６年８月３０日（金）午後１時００分から同年９月２０日（金）午後５時００分ま

で（土曜日及び日曜日を除く）。受付時間は午前９時から午後５時までとする。

**なお、郵送で行う場合は、申込期限日の消印有効とします。**

イ　提出場所

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑１１－１

猪名川町役場

企画総務部総務課管財担当

④入札保証金の額

入札保証金の額は、売却物件ごとに予定価格（最低落札価格）の１００分の１０以上の額

とし、③に掲げる期間内に売却システム上の所定の手続きに従って、クレジットカードに

て納付してください。

⑤入札保証金の納付についての詳細は「町ガイドライン」を参照してください。

期限までに入札の参加申込みを行わなかった者、入札保証金の納付を行わなかった者及

び入札参加資格がないと認められた者は、一般競争入札に参加することができません。

６　入札物件の公開

　　入札物件の公開を次のとおり行います。

【物件番号　公用車１】

①日時

令和６年８月３０日（金）から同年１０月７日（月）

公開時間は午前９時から午後４時までの間で、予め希望日時の２日前までに問合せ先まで

連絡をお願いします。

②公開場所

　　兵庫県川辺郡猪名川町紫合字古津側山４－１０　猪名川町消防本部駐車場

　入札物件に関する問い合わせ先

　猪名川町消防本部　機械担当　電話：０７２－７６６－０１１９

　【物件番号　物件２】

①日時

令和６年８月３０日（金）から同年１０月７日（月）

公開時間は午前９時から午後４時までの間で、予め希望日時の２日前までに問合せ先まで

連絡をお願いします。

②公開場所

　　兵庫県川辺郡猪名川町紫合字古津側山４－１０　猪名川町消防本部駐車場

入札物件に関する問い合わせ先

猪名川町消防本部　消防団担当　電話：０７２－７６６－０１１９

７　代理人による入札

　入札物件の所有者となる者（本人）以外の方（代理人）が入札に参加される場合は、代理

　人は、本人からの委任状を上記５③アの期間に町長に提出してください。

なお、委任状については、本人及び代理人がそれぞれ記入し、押印してください。

①本人以外の方（配偶者等も含む。）は、すべて代理人となります。

②委任状はホームページから印刷した様式を使用してください。

８　入札の期間及び方法

①令和６年１０月１日（火）午後１時００分から同年１０月８日（火）午後１時００分

②入札の方法

売却システム上に入札価格を登録してください。

９　入札の無効

　　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

①入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札

②入札金額が最低入札価格未満の額の入札

③入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

④その他入札に関する法律に違反した入札

10　落札者の決定の方法

入札期間終了後、本町は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価

　格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、

　落札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

11　落札後の連絡

入札終了後に落札者へメールにて、落札物件の詳細、連絡先などをお知らせします。メー

ルを確認後、できるだけ早く本町へ連絡し、落札後の手続きについて説明を受けてください。

12　落札後の手続き

①契約保証金

契約保証金の額は、納付済の入札保証金の額と同額とします。

なお、上記５④の入札保証金は、契約保証金に全額充当するものとします。

②契約の締結

落札者は、落札決定後直ちに別紙様式の売買契約書により契約を締結してください。

令和６年１０月１４日（月）までに落札者が契約を締結しない場合は、落札はその効力を失うことになり、入札保証金は本町に帰属します。

③売買代金の納入

①の契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとし、残金（自動車については自

動車リサイクル料金を加算する。）から契約保証金額（入札保証金額）を控除した額は、

契約締結時に交付する納付書をもって、令和６年１０月２２日（火）までに本町指定金融機関に現金で納めて下さい。

13　売買物件の引渡し

売買物件は、売買代金を納入した後、①に掲げる期限までに②に掲げる場所で現状のま

ま引き渡すものとします。

①期限

令和６年１１月２９日（金）午後５時まで

　②場所

　　上記６②に掲げる場所

　③引渡し条件等

・引取りの際は、その予定日時を２日前（２日前が土日祝日の場合は、金曜日）午後５

時までに上記６②の問い合わせ先までご連絡ください。

・落札当日に物件の引取りは、出来ません。引渡し後の不調・故障等については、補償

できません。

・公用車については引渡しまでに物件の移転登録等の名義変更手続きを落札者で行って

いただきます。移転登録等の手続きが未済の場合は引渡しできません。

・落札者が物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符号しない事項が売買物件にあ

ることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張し

たり、売買代金の減免を請求することはできません。契約を締結しない場合、入札保

証金は本町に帰属します。契約締結後、契約の履行を拒否する場合、契約保証金は本

町に帰属します。

14　移転登録等

契約者は、その責任において契約物件の登録等を行ってください。（契約書に貼付する印

紙や移動や登録に係る費用の一切は譲受人の負担となります。）

15　危険負担

　　契約者が公売財産に係る売買代金を全額納付したとき、危険負担は契約者に移転します。

売買代金納付後に発生した本町の責に帰すことのできない事由により、当該物件が滅失また

は、き損した場合には、本町に対して売払代金の減免を請求することはできません。

16　その他

　　この説明書に定めのない事項については、猪名川町財務規則その他関係法令の定めるとこ

ろによります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

別表

入札に付する物件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 種別 | 物件詳細 | 最低落札価格 |
| 公用車１ | 旧消防本部事務車（トヨタ　プリウス） | ○登録番号　神戸 ３０１ な ４６-２５○自動車リサイクル料金　１１，３１０円○走行距離　１６２，２２９㎞（令和６年５月２９日現在） | ５０，０００円 |
| 公用車２ | 旧消防団積載車（トヨタ） | ○登録番号　神戸 ８８ た １３６０○自動車リサイクル料金　４，６４０円○走行距離　４，９３９㎞（令和６年５月３１日現在） | ５０，０００円 |

※現状渡しとなります。不調・故障等については補償できません。運行するには車両点検整備・その他法的手続きが必要です。

※落札代金の他に、上記自動車リサイクル料が別途必要です。

※物件の現状等については、売却システムの公有財産売却物件一覧を参照ください。

　（アドレスhttps://kankocho.jpを参照してください。）

※車両管理上の移動により、走行距離に数キロ程度の誤差が生じる可能性があります。